

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務仕様書

1 業務名

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業

2 目的

介護保険法第5条第3項に基づき、介護事業所・介護施設等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組を促進するため、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターを設置運営する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 対象事業所

茨城県内に所在する以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。(以下、「介護事業所等」という。)

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

5 委託業務の内容

(1) 相談窓口の設置運営

生産性向上推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ）等の取得や居宅系サービスや福祉用具の活用を含む、介護事業所等からの生産性向上の取組等に関する相談等に対し、助言を行うほか、必要に応じて都道府県内における関連事業や事業実施機関等を紹介する等の対応を行う。

ア 開設期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

イ 運営日及び時間

月曜日から金曜日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日は除く）少なくとも9:00～16:30とし、これより長時間とすることは可能とする。ただし、変更する際にはあらかじめ県へ協議すること。

ウ 相談方法

電話もしくはメールとする。

エ 相談体制

- ・ 業務を円滑かつ適正に実施するため、月 20 件程度の相談を受けられる適正な人員を配置すること。
- ・ 相談内容に応じて、関係機関と連携して対応すること。
- ・ 必要に応じ、業務を履行するための知識が習得できる研修等を受講すること。

(2) 研修会の実施

居宅系サービスを含む、生産性向上に関する取組手法（取組計画の策定、現場の課題の把握とそれに応じた取組方策（介護テクノロジーや福祉用具の活用等による業務改善方策）、取組実施時の留意事項、取組による効果の把握等）の説明や双方向型のワークショップ、地域の先進的な事業所による取組事例の紹介等による、介護現場における生産性向上の取組の普及を目的とした研修会を2回以上実施すること。

なお、可能な限りハイブリッド方式での開催とすること。

(3) 専門家派遣の実施

窓口へ寄せられた相談等のうち、事業所への専門家等の個別訪問が必要と考えられるものについて、有識者を個別に派遣し助言等の支援を行う。

支援内容としては、派遣先の介護事業所等の実態に応じた生産性向上や経営改善等に関する取組手法に関する助言、職員に対する研修等の実施に関する助言、取組の見直しに関する助言等とする。

(4) 介護テクノロジーの機器展示

介護テクノロジーの機器展示を行うこと。

なお、常設での展示が困難な場合は、県内において計画的に開発企業等を集めた出張展示会を行うことや介護テクノロジーを導入しているモデル施設の見学を実施すること。

(5) 介護テクノロジーの試用貸出

介護事業所等から試用貸出依頼があった場合、開発企業と調整の上、介護テクノロジーの試用貸出を行うこと。貸し出す機器については、公益財団法人テクノエイド協会ホームページ掲載の「介護テクノロジーの試用貸出リスト」や「介護テクノロジー利用の重点分野（令和6年6月改定）」の9分野16項目等を参考とすること。

また、課題の抽出等が明確になっていないと思われる介護事業所等に対し、試用貸出を実施するにあたっては、介護事業所等の現状や課題をヒアリングするな

どにより、必要と想定される機器の絞り込みを行い、効果的な試用貸出の実施に努めること。

なお、試用貸出を実施した際には効果を検証するため、試用貸出を実施した介護事業所等における介護テクノロジーの検討、導入状況を、令和9年3月末を目途に確認を行うこと。その際、下記の項目を参考に検証を実施すること。介護テクノロジー導入の検討が次年度以降に及ぶ場合、継続して状況を確認すること。

- ・ 試用貸出した機器
- ・ 当該介護事業所等における導入の有無
- ・ 導入、未導入の理由
- ・ 未導入の場合、別に検討する機器があるか

(6) 他の機関とのつなぎ連携

独立行政法人福祉医療機構（WAM）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、都道府県労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター及びシルバー人材センター等とつなぎ連携し、介護事業所等に対する必要な取組を行うほか、公益社団法人日本理学療法士協会や一般社団法人日本作業療法士協会等の職能団体、地方銀行や信用金庫等の金融機関等のその他の機関とも必要に応じてつなぎ連携すること。

(7) 茨城県介護現場革新会議（仮称）の開催

県内の介護現場の課題を踏まえた、各自治体における生産性向上の取組の進め方を検討し、方針等を取りまとめるとともに、取組の進捗等を確認し必要な見直しを行う会議を上半期及び下半期にそれぞれ1回以上会議形式（対面/オンライン）で開催すること。

なお、会議の構成委員や議題については、県と協議の上、決定するものとする。

(8) 茨城県介護現場革新会議（仮称）の議論に基づく事業の実施

上記5(7)の議論に基づく事業を実施する必要がある場合、県と協議の上、事業を実施するものとする。

<想定される事業>

- ・ 概 要 介護事業所等を対象とした、生産性向上の取組状況に係る調査（取りまとめ及び分析を含む）
- ・ 時 期 令和8年12月末までに調査結果を県へ報告すること。
- ・ 実施方法 インターネット回答による。

なお、調査対象への調査協力依頼は、県から電子メールにて送付する。

- ・その他 調査の詳細（調査対象、設問等）は県と協議の上、決定するものとする。

6 委託業務の管理

(1) 相談窓口の記録

相談窓口の利用者及び相談内容等を記録すること。

(2) 報告

毎月、上記5の業務について、前月の業務終了後速やかに県へ報告すること。

(3) その他

県は、必要に応じ、受託者に対して上記5の業務について、報告を求めることができるものとする。受託者は、県の求めがあった場合には速やかに県へ報告しなければならない。

6 事業成果のとりまとめ

地域の介護事業所等における生産性向上の取組の推進に資するよう、上記5に基づき実施した事業の取組成果をとりまとめ、県へ提出すること。

なお、取組成果は県ホームページ等での公表を予定している。

7 実績報告

上記5の業務が全て完了した時点で速やかに、遅くとも令和9年3月31日までに実績報告書を作成し、県へ提出すること。

8 その他

(1) 関係書類の整備・保存

委託業務の実施にあたっては、関係帳簿類や支出根拠となる資料を整備し、委託業務終了後5年間保存すること。

(2) 県との協議

本業務委託仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

(3) 著作権について

本業務で得た成果物についての著作権は県に帰属する。